

災害対策基本法の改正（令和3年5月）により、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が市町村の努力義務とされました。優先度の高い避難行動要支援者について、地域の実情に応じて概ね5年程度で「個別避難計画」の作成に取り組むこととされ、当区でも令和4年度から取り組んでいます。

【現在の取組み状況】

- 常盤地区をモデル地域に選定
- 優先対象者を設定（要介護5、身体障がい者等）
災害時等要援護者名簿※をもとに、優先対象者についてケーススタディを実施し、個別避難計画（素案）を検討しつつ、避難時の支援イメージを検討（5～6月）
- 地域振興会（自主防災組織）の協力を得つつ取組みに着手（6月下旬～）。現在、対象者へのヒアリングと個別避難計画作成を進行中

【今後の取組み】

- 引き続き、モデル地域において取組みを進め、対象者の個別避難計画作成完了をめざします
- モデル地域での計画作成過程で得られた課題等
を検証し、予算化を検討します（10～11月頃）

★ モデル地域での計画作成完了後は、機運等も踏まえ、順次、他地域に展開します



《参考》災害時等要援護者名簿※

- * 阿倍野区では、「あべの安全・安心見守り支え合い隊事業」や「地域における要援護者見守りネットワーク事業」の実施により、要援護者に係る日頃の見守りに加え、災害時支援も想定して、個人情報地域提供に本人同意を得ながら、「災害時等要援護者名簿」を作成してきました
- * 個別避難計画の作成を契機として、「災害時等要援護者名簿」を有効に活用するとともに、個人情報の取扱いに関する地域の皆さんの理解の促進や、日常的な見守りネットワークのさらなる強化につなげたいと考えています

個別避難計画 対応イメージ

自主防災組織
(地域災害対策本部)

自主防災組織

安否確認

居住可



居住不能



在宅避難支援



個別避難計画

阿倍 太郎

-
-
-
-
-
-
-
-
-

- ☆医療機器等の確認
- ☆食料や薬剤の調達



調達調整

避難所へ移送



避難所

避難所生活困難



福祉避難所へ

避難所生活支援



令和4年度阿倍野区区政会議各部会における 個別避難計画の作成についての主な意見等

- 災害時の避難で要援護者名簿の活用方法が浸透しているというのが関わっていると思う。要援護者の方が名簿に登録することを理解してもらうことが大事だと思う。
- 避難の場合は、各町会長が情報を知っていても災害時に防災リーダーや民生委員に教えるべきがない。
オートロックのマンションの中に入れないため、居住の確認がしにくく、施設や病院に入られていることがあるので早めに更新する必要があると思う。
また、災害時は停電になり、エレベーターやオートロックの扉が止まり、高齢者等が移動できなくなる。災害時に酸素が必要な人などは電気が切れたら命にかかわるので、電気に頼らないことも考える必要がある。
- 優先的に安否確認をしてくれる自主防災組織の方についてはボランティアの登録制度なども考えてみてはどうか。個人情報の開示に同意されるのであれば近隣のボランティアと情報共有する、また、逆にそういったボランティアの情報を対象者に提供する仕組みも活用できるのではないかと感じている。